

南三陸町告示第114号

南三陸町新型コロナウイルス感染症対応消毒事業補助金要綱を次のように定める。

令和2年9月30日

南三陸町長 佐藤 仁

南三陸町新型コロナウイルス感染症対応消毒事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大を防止することを目的として町内事業者等、要支援者世帯及び管理団体が消毒を行う負担を軽減するために、予算の範囲内において南三陸町新型コロナウイルス感染症対応消毒事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業者等 町内で事業を営んでいる者、町内に事業所を有している個人又は事業者をいう。
- (2) 要支援者世帯 支援を受けなければ消毒を行うことが困難な世帯で、次に掲げるいずれかを満たすものをいう。
 - ア ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定者のいる世帯（世帯に介護する者がいない場合に限る。）
 - ウ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯（世帯に介護する者がいない場合に限る。）
 - エ 難病患者のいる世帯（世帯に介護する者がいない場合に限る。）
- (3) 管理団体 町営復興住宅の共用部分を管理する自治会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の指導に基づき令和2年10月1日以降に専門業者による消毒を実施した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生又は訪問した町内事業者等
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生又は訪問した要支援者世帯に属する者

(3) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者が入院等することにより、一時的に要支援者世帯となった世帯に属する者

(4) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者の発生又は訪問により共用部分（別棟の集会所を含む。）の消毒を行った管理団体

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額（以下「補助額」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県による同様の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、その補助の対象となる経費は本事業の補助対象経費から除くものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による南三陸町新型コロナウイルス感染症対応消毒事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 消毒に係る委託費の支払いを証明する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる書類の添付は、同条第3項の規定により、省略させる。

（申請期間）

第6条 補助金の申請期間は、令和2年10月1日から令和3年3月19日までとする。

（決定及び通知）

第7条 町長は、第5条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適當と認めたときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行うとともに、規則第14条の規定による補助金の額の確定を行い、南三陸町新型コロナウイルス感染症対応消毒事業補助金交付決定通知書（様式第2号）及び南三陸町新型コロナウイルス感染症対応消毒事業補助金の額の決定通知書（様式第3号）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

3 町長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適當でないと認めたときは、南三陸町新型コロナウイルス感染症対応消毒事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条に規定する補助金の額の確定後速やかに、申請者が指定した預金口座への振り込みにより、補助金を交付するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分番号	補助対象者	補助対象経費	補助額
1	新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生又は訪問した町内事業者等	町内の店舗、事務所、工場等（住居部分を除く。）の消毒を専門業者に委託した経費（経費に住居部分の消毒に要した金額が含まれている場合は、面積按分により算出した当該部分の金額を除く。）	補助対象経費の3分の2の額。ただし、1事業所当たり20万円を上限とし、対象範囲が500m ² 以上の場合は60万円を上限とする。
2	新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生又は訪問した要支援世帯に属する者	住宅の消毒を専門業者に委託した経費	補助対象経費の全額。ただし、1世帯当たり30万円を上限とする。
3	新型コロナウイルス感染症に罹患した者が入院することにより、一時的に要支援世帯となった世帯に属する者	住宅の消毒を専門業者に委託した経費	補助対象経費の全額。ただし、1世帯当たり30万円を上限とする。
4	新型コロナウイルス感染症に罹患した者の発生又は訪問により共用部分の消毒を行った管理団体	町営復興住宅の共用部分（別棟となる集会所を含む。）の消毒を専門業者に委託した経費	補助対象経費の全額。ただし、1団体当たり30万円を上限とする。